

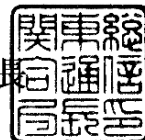
無線局免許状

免許の番号		関A第		号		識別信号		JF1MVF			
氏名又は名称											
免許人の住所		千葉県浦安市									
無線局の種別		アマチュア局		無線局の目的		アマチュア業務用		運用許容時間		常時	
免許の年月日		平		免許の有効期間		平				まで	
通信事項		アマチュア業務に関する事項						通信の相手方		アマチュア局	
移動範囲											
無線設備の設置場所／常置場所		茨城県行方市									
電波の型式、周波数及び空中線電力											
3HA		A1A		1910 kHz		100 W		3VA		145 MHz 50 W	
3HD				3537.5 kHz		1 kW		3VA		435 MHz 50 W	
				3798 kHz		1 kW		3SA		1280 MHz 10 W	
		A1A		4630 kHz		100 W					
3HA				7100 kHz		1 kW					
2HC				10125 kHz		1 kW					
2HA				14175 kHz		1 kW					
3HA				18118 kHz		1 kW					
3HA				21225 kHz		1 kW					
3HA				24940 kHz		1 kW					
3VA				28.85 MHz		1 kW					
3VA				52 MHz		1 kW					
備考 別紙のとおり											

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

平成 日

関東総合通信局長



無線局免許状

別紙(1)

免許の番号		関A第		号		識別信号		JF1MVF	
備考									
52MHz帯で500Wを超える空中線電力の使用は、50MHzから51.5MHzまでの周波数を使用して外国のアマチュア局との通信を行うものであって、他の無線局の運用及び放送の受信に妨害を与えない場合に限る。									

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

平成 日

関東総合通信局長

